

大阪市告示第850号

電子印に係る公印を使用する文書を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月26日

大阪市長 横山英幸

名称	ひな型の番号	用途及び使用する文書の名称	使用開始年月日
専用公印 在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに通知カード返納証明用区長印	81の2	在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに国外への転出による通知カードの返納に係る証明用  (使用する文書) ・在留カード ・特定在留カード ・特別永住者証明書 ・特定特別永住者証明書 ・個人番号カード ・通知カード	令和8年6月15日

(市民局総務部住民情報担当)